

東京地裁不当判決に対する抗議声明

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

2009年9月11日

9月10日、東京地方裁判所は、原告であるインドネシア・コトパンジャンダム被害者住民8396名およびインドネシア環境フォーラム(WALHI)が求めた損害賠償などの請求を、すべてしりぞける不当きわまりない判決をだした。日本の政府開発援助(ODA)によるダム建設がもたらした住民の強制移住・生活破壊、自然環境破壊の被害事実を目を向けず、被告である日本政府、国際協力機構、東電設計の主張を丸飲みにしたもので、とうてい認めることはできない。ひきつづき東京高等裁判所に控訴し、不正をただしていくことを表明する。

この裁判の最大の争点は、ODAの借款契約にもりこまれた3条件、すなわち、ダム建設にともない(1)影響をうけるすべての住民の移転に対する同意をとること、(2)移転補償の合意を取ること、(3)対象地域に生育するスマトラ象の保護区への移転など自然環境に配慮すること、これらが守られずもたらされた被害の責任を認めさせるのかどうかにあった。ところが判決は、住民の強制移住・補償問題はインドネシア政府の内政問題であり、コトパンジャン住民らに対し被告・国・企業の法的義務はないと切って捨てた。

融資につけられた条件を守ることは、インドネシア政府はもちろん、日本政府・企業にも条件遵守させる注意義務があり、被害については共同で責任を負うのが当然である。しかも、ODAや開発援助によって途上国の人権・環境破壊が生み出されてきた歴史によって、1980年代から様々な規制(非自発的移住ガイドライン、環境ガイドラインなど)が強化され、援助側の責任が明確にされてきている。今回の、金を出す側に責任はなく“すべて相手国の内政問題だ”とする判決は、援助をめぐる規制、人権・環境擁護の歴史の流れを逆転させる暴論である。

判決の根本的誤りは、被害事実を見ようとせず政府・企業に都合のよい証拠ばかりを認めているところにある。被告・国際協力機構(当時のJBIC国際協力銀行)が自ら作ったSAPS(援助交化促進調査)には、軍隊による強制移住、補償を受けていない住民、不十分な代替地・飲み水、ダムの水質悪化などの被害事実が詳しく報告されている。東京地裁は、この被告自身も認めているSAPSをとりあげず、住民の移転は円滑に進められ組織的反対運動は確認されていない、問題は軽微だったという日本政府・インドネシア政府に都合のよい証拠のみ採用している。

東京地裁判決の人権感覚欠如・非常識さを浮かび上がらせているのは、水没する予定ではなかったタンジュン村などの住民の被害、樹木を伐採せず水をためダム湖の水質を悪化させた環境破壊についての判断に端的だ。“水没範囲の予測の誤差に過ぎず、水没被害の補償を受けられなかったのはインドネシア政府の判断だ”、だから被告に法的責任はないと言いはなった。“樹木の伐採を指示したが予算の都合上、業者を雇用できず電力公社職員のボランティアで可能な範囲で伐採がおこなわれた。環境面での助言の義務を尽くした”、だから被告に法的責任はないとも言いはなった。村の水没を「誤差」でかたづけられてはたまらない。「予算の都合」で手抜きが許されるのか。法律を持ち出すまでもなく、こんないい加減なダム建設は許されるものではない。

すべて相手国の内政問題にすり替え、人権・環境破壊を容認するならば、こんな危険なODAに納税者である国民の合意など得られるはずがない。もうやめるべきである。判決を書いた裁判官は、この判決をインドネシア現地で住民を前に読み上げることができるのか。恥ずかしくてできないであろう。

コトパンジャン裁判は、ODAに初めて融資3条件が付けられ援助国日本の貸し手責任が問われる事件として、世界中の援助関係者が注目している。私たちは、コトパンジャン・ダム被害者住民、WALHIとともに、ODAの責任を追及し人権・環境の回復擁護を求め、社会的正義を実現するため引き続き最後まで闘うことを宣言する。多くの心ある人々のご支援、ご協力を心より呼びかける。